

介護の担い手と待遇／日本・デンマーク・ドイツ（「物語・介護保険」より）

「現金給付は、ヨメを介護に縛りつける」という女性たちの反対の声
「孝行ヨメに報いてなにが悪い」という高齢男性を中心とする推進論
――現金給付をめぐる応酬は、90年代後半、メディアを賑わせました。
社会保険原理を重んじる学者の多くは現金給付の制度化に賛成、
財源の実現性を考えて介護保険導入に渋々賛成した税金派の論客は現金給付に反対、
ドイツ派は賛成、北欧派は反対、サンケイ新聞は賛成、朝日、毎日、共同は反対。
これに、大蔵、自治両省の思惑もからんで、話は、四つ巴、八つ巴……。 (略)

■「ドイツの5つの失敗」■

家族への現金給付が当初、8割を占めたドイツでは、どうだったのでしょうか？
1995年、ドイツ政府の招待で介護保険を取材した毎日新聞の斎藤義彦さんは、「日本は、『ドイツの5つ失敗』から、議論を出発すべきである」と提言しました。

その5つとは、

- ①実態にあわない低すぎる給付額
- ②軽い介護の人を対象外にする
- ③介護保険で認められる介護を限定する
- ④過酷な要介護認定
- ⑤現金給付が引き起こすモラルハザード

「ドイツの介護保険は、全国に現金をばらまく壮大な『お手当配り制度』になってしまった」「介護給付が生活費などに使われている」「老人が家にいると現金が入るので施設には入れない。ただ、現金給付は現物給付の額の半分。十分な介護をする余裕はなく、『殴る、蹴る、縛る、介護放棄するという老人虐待の温床になる』と市民団体も警告している」と報じました。(略)

■「社会のヨメにノー」に、15万を超える署名■

ドイツの悲劇は、2005年の介護保険法改定後の日本でも、現実になりつつあります。
志をもって介護の世界に飛び込んだ若者が、低賃金と過酷な労働に絶望し、離職者は増える一方。介護福祉士養成校の志願者は減る一方。

「介護人材の不足から介護保険制度は崩壊しようとしている」とNPO法人「高齢社会をよくする女性の会」は、2007年12月9日、「介護人材確保に向けての緊急大集会」を東京・虎の門で催しました。5党の代表がコ綱自体について議論を闘わせました。(略)



「介護職を“社会のヨメ”にしてはなりません」「介護労働者が幸せでなければ、介護される人は幸せになりません」という樋口恵子さんたちの呼びかけは全国に伝わり、「緊急提言」には、この日までに、14万248人の署名が集まり、その後15万人を突破しました。

■ドイツは介護保険料値上げを閣議決定■

斎藤さんによると、ドイツの介護職の給与は、小売店の店員の平均給与の6～8割だそうです。

介護保険のサービスを組み立てる上で厚生省の若手官僚が参考にした北欧の介護職の給与はどのくらいでしょうか？

デンマーク在住40年の片岡豊さんに調べていただきました。

デンマークのホームヘルパーの月収は48万円で、店員の38万円、運転手の44万円を上回ります。日本のヘルパーの月収10数万円とは大違いです。

日本のヘルパーの給与は、勤務医の2割にもとどきません。一方、デンマークのホームヘルパーの月収48万円は、デンマークの勤務医の6割ほどに当たります。世界一格差がなく、貧困率が低いデンマークの面目躍如です。



デンマークでは、ホームヘルパーに、次のような資質が求められています。

- ★認知症のお年寄りに尊敬の念をもて、なおかつ忍耐強い
- ★同じことを何度いわれても興味深く耳を傾け、気持ちを正確につかむ
- ★小さな変化も見逃さない繊細さをもつ
- ★奇妙な行動にも驚いたりせず、怒りを受け止められる度量がある
- ★機転のきいた受け答えが得意
- ★ユーモアがある